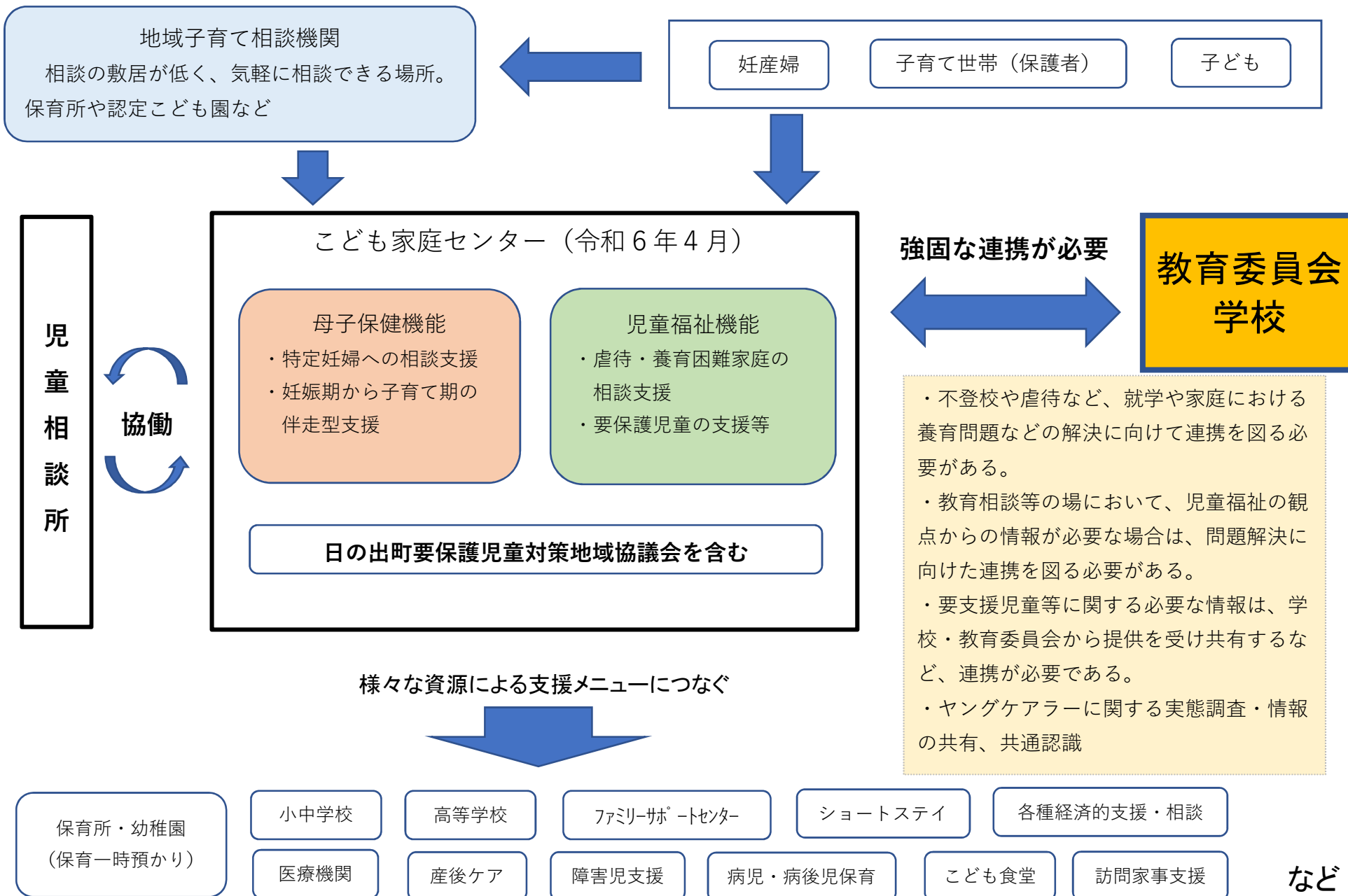


こども家庭センター関連図



強固な連携が必要

教育委員会
学校

・不登校や虐待など、就学や家庭における養育問題などの解決に向けて連携を図る必要がある。
・教育相談等の場において、児童福祉の観点からの情報が必要な場合は、問題解決に向けた連携を図る必要がある。
・要支援児童等に関する必要な情報は、学校・教育委員会から提供を受け共有するなど、連携が必要である。
・ヤングケアラーに関する実態調査・情報の共有、共通認識

様々な資源による支援メニューにつなぐ

- 保育所・幼稚園 (保育一時預かり)
- 小中学校
- 高等学校
- ファミリーサポートセンター
- ショートステイ
- 各種経済的支援・相談
- 医療機関
- 産後ケア
- 障害児支援
- 病児・病後児保育
- こども食堂
- 訪問家事支援
- など